

## 高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高山市が発注する建設工事の週休2日を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(発注方式及び対象工事)

第2条 週休2日制工事は、高山市が発注する工事を対象とし、次のいずれかの方式で発注者指定型により発注することを原則とする。

(1) 週休2日制工事（現場閉所）

現場閉所が可能な工事のうち、時間的制約がない工事（災害復旧工事、営繕工事を含む。）とし、完全週休2日を原則とする。

(2) 週休2日制工事（交替制）

ア 社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所が困難な工事（災害復旧工事を含み営繕工事を除く。交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事、連続施工が必要な工事等）

イ 災害応急対策（競争入札の場合）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は週休2日制工事の対象としない。

(1) 災害その他避けることのできない事由により現場閉所及び交替制のいずれも困難な工事（災害応急対策（随意契約の場合）、除雪業務委託等）

(2) 現場閉所及び交替制のいずれにもなじまない工事（一時的な作業が点在する維持修繕業務委託、時間的制約がある営繕工事等）

(3) 発注時に想定する現場作業日数（準備期間、後片付け期間を除く。）が著しく短い工事（1週間程度）

(用語の定義)

第3条 この要領において「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所日を確保したと認められる状態をいう。

2 この要領において「完全週休2日」とは、対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を現場閉所日としたと認められる状態をいう。

- 3 この要領において「現場閉所日」とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。
- 4 この要領において「対象期間」とは、工事開始日（工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。）から工事完成日（完成届に記載のある完成した日）までの期間から非対象期間を除いた期間を指す。
- 5 この要領において「非対象期間」とは、準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作の期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間のほか、受注者の責に帰すことができない理由により、休工、現場作業を余儀なくされる期間を指す。
- 6 この要領において「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現地事務所の配置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- 7 この要領において「現場閉所率」とは、対象期間の日数を分母とし、対象期間における現場閉所日の総日数を分子とした率を指す。
- 8 この要領において「月単位の週休2日（現場閉所）」とは、対象期間の全ての月で現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上を現場閉所している場合に4週8休以上を達成したとみなす。
- 9 この要領において「通期の週休2日（現場閉所）」とは、対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。
- 10 この要領において「週休2日交替制」とは、対象期間（交替制）において技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。
- 11 この要領における「対象期間（交替制）」とは、元請企業については現場作業着手日から現場作業完了日までの期間を基本とし、契約後、受発注者で協議して定め、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。
- 12 この要領における「技術者」とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない現場代理人、監理（管理）技術者、下請主任技術者等をいう。
- 13 この要領における「技能労働者」とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。
- 14 この要領における「対象者」とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者及び技能労働者で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間（交替制）内で連続4週

間以上従事している者とする。ただし、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者としていない。

1.5 この要領における「休日率」とは、対象期間（交替制）内に現場に従事した対象者の休日日数の対象期間（交替制）に対する割合をいう。

1.6 この要領における「平均休日率」とは、対象期間（交替制）内に現場に従事した対象者全員の休日率の平均値をいう。

1.7 この要領における「月単位の週休2日（交替制）」とは、対象期間（交替制）の全ての月で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

1.8 この要領における「通期の週休2日（交替制）」とは、対象期間（交替制）の平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

（入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載）

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において週休2日制工事である旨を次のとおり記載する。

(1) 週休2日制工事（現場閉所）

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

一般競争入札に付する工事

本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制工事（現場閉所）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領」を参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制工事（現場閉所）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領」を参照してください。

特記仕様書への記載

第〇条 週休2日制工事の実施

本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制工事（現場閉所）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領」を参照してください。

(2) 週休2日制工事（交替制）

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

一般競争入札に付する工事

本工事は、週休2日制工事（交替制）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領」を参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

本工事は、週休2日制工事（交替制）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事实施要領」を参照してください。

特記仕様書への記載

#### 第〇条週休2日制工事の実施

本工事は、週休2日制工事（交替制）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事实施要領」を参照してください。

（実施方法等）

第5条 週休2日制工事（現場閉所）は次のとおり実施すること。

- (1) 受注者は、工事着手前に、完全週休2日の予定工程表（任意様式）を発注者に提出すること。この場合において、受注者の責に帰すことができない理由により、土曜日、日曜日及び祝日に現場作業を余儀なくされる場合は、非対象期間として発注者の承諾を得ること。ただし、工期を延長又は一時中止により工期の終期が延長した場合は、予定工程表を変更した変更予定工程表（任意様式）を発注者に提出すること。
  - (2) 受注者は、対象期間終了時に、予定工程表又は変更予定工程表の対象期間において現場閉所日が確認できる実施工程表（任意様式）を発注者に提出すること。この場合において、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類（工事日誌等）の提示を受け、実施工程表を確認すること。
- 2 週休2日制工事（交替制）は次のとおり実施すること。
- (1) 受注者は、対象者の休日確保状況を整理し、週休2日制工事（交替制）休日率確認表／毎月報告（別記様式第1号）により、毎月発注者へ提出するものとし、対象期間（交替制）終了時には、対象期間（交替制）全体の休日確保状況を整理し、週休2日制工事休日率確認表／対象期間報告（別記様式第2号）により発注者に提出する。
  - (2) 発注者は、受注者より提出される休日確保状況を確認する。この場合において、受注者の書類作成負担を考慮し、休日確保状況の確認に過度な資料を求めないよう留意すること。
- 3 災害等の受注者の責に帰すことができない不測の事態が生じ、週休2日制工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制工事の対象外とすることができる。
- 4 工事着手前に限り、受注者からの協議により、現場閉所は交替制に、交替制は現場閉所に変更することができる。（災害復旧工事及び営繕工事を除く。）

（工事成績評定点の加減点）

第6条 週休2日制工事（現場閉所）及び週休2日制工事（交替制）として実施したものについては、達成状況に応じて、工事成績評定点の加減点を行う。

（工事費の補正）

第7条 週休2日制工事（現場閉所）として発注するものについては、月単位又は通期の週休2日（現場閉所）の達成を前提とした第3項第1号、第4項第1号及び第5項第1号の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。この場合において、対象期間終了時に月単位又は通期の週休2日（現場閉所）の現場閉所率を確認し、28.5%（4週8休）に満たないものは、第3項第2号、第4項第2号から第4号まで並びに第5項第2号及び第3号の補正係数を各経費に乘じ、請負代金額を減額変更する（予定工程表又は変更予定工程表と異なる実績となっても、その内容に応じて補正を行う。）。ただし、契約後に週休2日制工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、請負代金額を減額変更する。

2 営繕工事については、労務費のみ補正を行う。

3 農政部が発注する工事における現場閉所率毎の補正係数

(1) 通期の週休2日（現場閉所）

ア 労務費 1.02

イ 機械経費（賃料） 1.02

ウ 共通仮設費 1.02

エ 現場管理費 1.05

(2) 通期の週休2日（現場閉所）が未達成の場合は補正しない

4 森林・環境政策部が森林整備関連で発注する工事における現場閉所率毎の補正係数

(1) 通期の週休2日（現場閉所）

ア 労務費 1.05

イ 機械経費（賃料） 1.04

ウ 共通仮設費 1.04

エ 現場管理費 1.06

(2) 通期の現場閉所率が25.0%以上28.5%未満（4週7休以上8休未満）

ア 労務費 1.03

イ 機械経費（賃料） 1.03

ウ 共通仮設費 1.03

エ 現場管理費 1.04

(3) 通期の現場閉所率が21.4%以上25.0%未満（4週6休以上7休未満）

- ア 労務費 1.01
- イ 機械経費（賃料） 1.01
- ウ 共通仮設費 1.02
- エ 現場管理費 1.03

(4) 通期の現場閉所率が21.4%未満（4週6休未満）の場合は補正しない

5 農政部が発注する工事以外及び森林・環境政策部が森林整備関連以外で発注する工事における現場閉所率毎の補正係数

(1) 月単位の週休2日（現場閉所）

- ア 労務費 1.04
- イ 機械経費（賃料） 1.02
- ウ 共通仮設費 1.03
- エ 現場管理費 1.05

(2) 通期の週休2日（現場閉所）

- ア 労務費 1.02
- イ 機械経費（賃料） 1.02
- ウ 共通仮設費 1.02
- エ 現場管理費 1.03

(3) 通期の現場閉所率が未達成の場合は補正しない

6 週休2日制工事（交替制）として発注するものについては、月単位又は通期の週休2日（交替制）の達成を前提とした次項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。この場合において、対象期間（交替制）終了時に月単位又は通期の平均休日率を確認し、28.5%（4週8休）に満たないものは、次項第2号、第8項第2号から第4号まで並びに第9項第2号及び第3号の補正係数を各経費に乘じ、請負代金額を減額変更する。ただし、契約後に週休2日制工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、請負代金額を減額変更する。

7 農政部が発注する工事における平均休日率毎の補正係数

(1) 通期の週休2日（交替制）

- ア 労務費 1.02
- イ 現場管理費 1.01

(2) 通期の週休2日（交替制）が未達成の場合は補正しない。

8 森林・環境政策部が森林整備関連で発注する工事における平均休日率毎の補正係数

(1) 通期の週休2日（交替制）

ア 労務費 1.05

イ 現場管理費 1.03

(2) 通期の平均休日率が25.0%以上28.5%未満(4週7休以上8休未満)

ア 労務費 1.03

イ 現場管理費 1.02

(3) 通期の平均休日率が21.4%以上25.0%未満(4週6休以上7休未満)

ア 労務費 1.01

イ 現場管理費 1.01

(4) 通期の平均休日率が21.4%未満(4週6休未満)の場合は補正しない

9 農政部が発注する工事以外及び森林・環境政策部が森林整備関連以外で発注する工事における平均休日率毎の補正係数

(1) 月単位の週休2日(交替制)

ア 労務費 1.04

イ 現場管理費 1.03

(2) 通期の週休2日(交替制)

ア 労務費 1.02

イ 現場管理費 1.01

(3) 通期の週休2日(交替制)が未達成の場合は補正しない

10 契約後に、発注した方式を週休2日制工事(現場閉所)から週休2日制工事(交替制)に変更する場合は、受発注者双方協議の上、第6項から前項までの補正係数を各経費に乘じ、工期の後半に一括して請負代金を変更する。

11 契約後に、発注した方式を週休2日制工事(交替制)から週休2日制工事(現場閉所)に変更する場合は、受発注者双方協議の上、第3項から第5項までの補正係数を各経費に乘じ、工期の後半に一括して請負代金を変更する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日前に着手の工事に係る高山市発注の建設工事に係る週休2日制モデル工事試行要領の対象工事については、本要領にかかわらず、なお従前の取扱いによる。

## 附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和6年9月1日以後に入札公告又は指名通知を行う工事について適用する。

- 2 この要領の施行の前に着手の工事に係る改正前の高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事の対象工事については、改正後の高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領の規定にかかわらず、なお従前の取扱いによる。

週休2日制工事（交替制）休日率確認表／毎月報告

（ 年 月）

No.	会社名	対象者氏名	対象期間の日数 (a)	休日数 (b)	対象者の休日率 (c=b/a)	休日率 (cの平均)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

○対象者：当該工事に連続4週間以上従事している者【非常勤（臨時）で従事する者及び交替要員は除く。】

○休日率が4週8休以上(28.5%)を達成できなかった場合は改善策を講じること。

週休2日制工事（交替制）休日率確認表／対象期間報告

（対象期間全体）

No.	会社名	対象者氏名	対象期間の日数 (a)	休日数 (b)	対象者の休日率 (c=b/a)	休日率 (cの平均)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

○対象者：当該工事に連続4週間以上従事している者【非常勤（臨時）で従事する者及び交替要員は除く。】